

犯罪被害者が置かれる現状

法務省司法法制審議会にて 2006/11/24

1 日本における被害者支援の歴史

- ・昭和 55 年 犯罪被害者等給付金支給法成立
- ・平成 3 年 犯罪被害給付金制度発足 10 周年記念シンポジウム
- ・平成 4 年 東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」設立・被害者実態調査
- ・平成 8 年 警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、庁内に「被害者対策室」設置
- ・平成 10 年 「全国被害者支援ネットワーク」設立・17年現在、37ヶ所に設置
- ・平成 16 年 12 月「犯罪被害者等基本法」成立、
- ・平成 17 年 4 月 「犯罪被害者等基本法」施行 内閣府に「犯罪被害者等施策推進室」設置
- ・平成 17 年 12 月「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
- ・平成 18 年 4 月 「犯罪被害者等基本計画」の実施に向け関係省庁に於いて検討中。
さらに、3つの検討会として 経済的支援に関する検討会 支援のための連携に関する検討会 民間団体への援助に関する検討会において検討中。

2 被害者の精神的症状

(1) 被害直後に起きてくる症状

ショックによる、感情や感覚の麻痺
動悸、過呼吸、手足の冷感等
恐怖、不安感等
被害に遭ったことへの否認

(2) 長年に亘り苦しむ症状

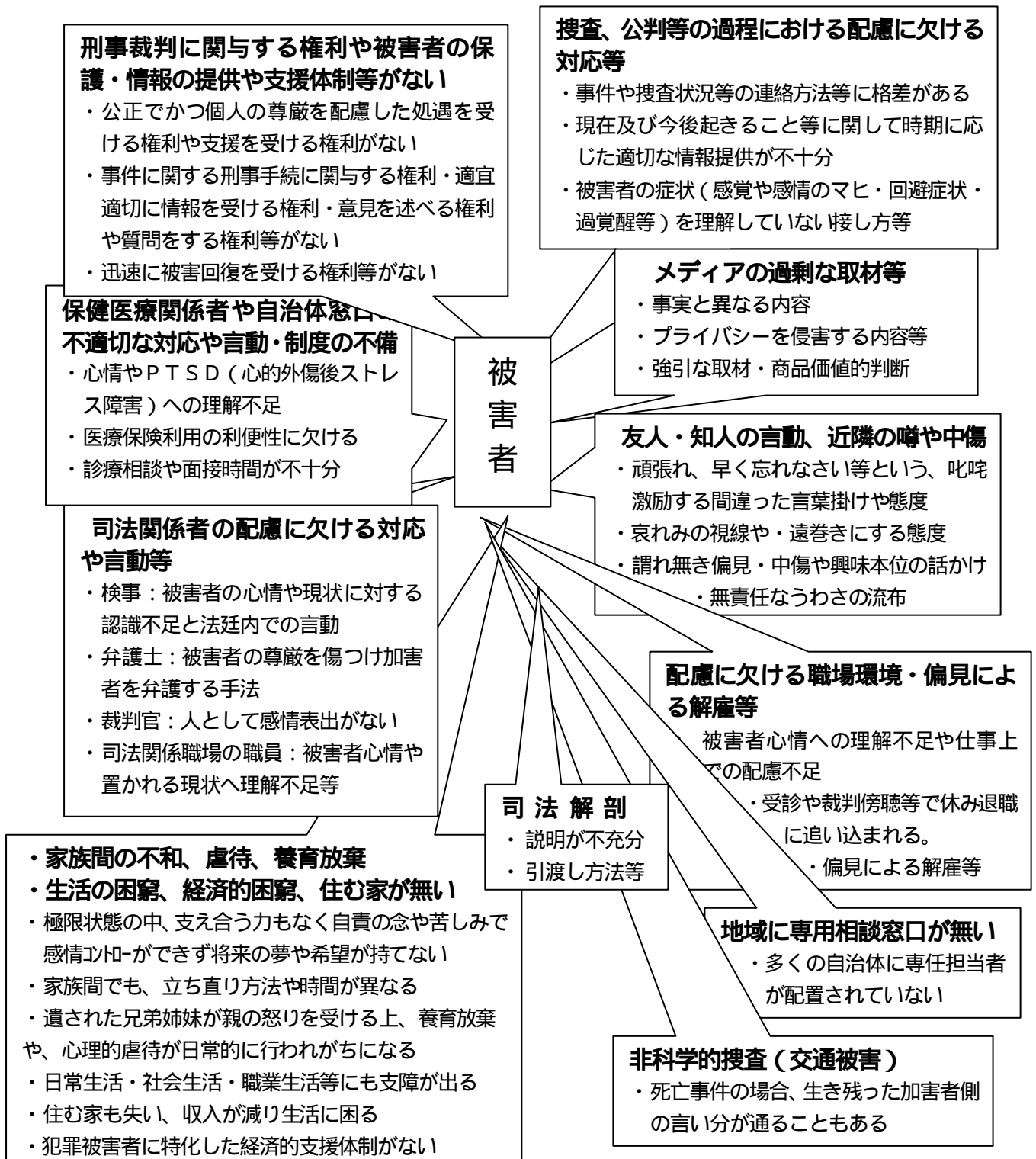
PTSD (心的外傷後ストレス傷害) の主な症状

- 侵入・・・思考の侵入により「再体験」が起こり、事件や事故の記憶が意思とは関係なく侵入的に甦り、生々しい感情も伴い自分でコントロールすることができず、通常の活動ができなくなる。また、もう一度事件の渦中にいるように感じるフラッシュバックが起き、同じ場面や同じ恐怖を体験したり、毎晩悪夢にうなされる等が起きる。
- 回避・・・事件や亡くなった人に関することを避けるため、現実から逃れるようになり、感情が死んでしまったり未来が無くなった等と感じる。人との関わりが苦痛で、周囲の人や社会全体に対して強い不信感を感じる。また、周囲で起きていることに対する現実感がなくなり、記憶力等が悪くなる。
- 過覚醒・・・神経過敏になり、つねに緊張し、びくびくしていつも不安を感じ、イライラして落ち着かない。不眠に悩まされる。自分でも感情コントロールができず、家族関係に支障が出てくる。記憶力が極端に悪くなりすぐに忘れる。事件に関する視覚・聴覚・嗅覚が過敏になり異常に用心深くなる。
(DSM 診断基準より抜粋して構成)

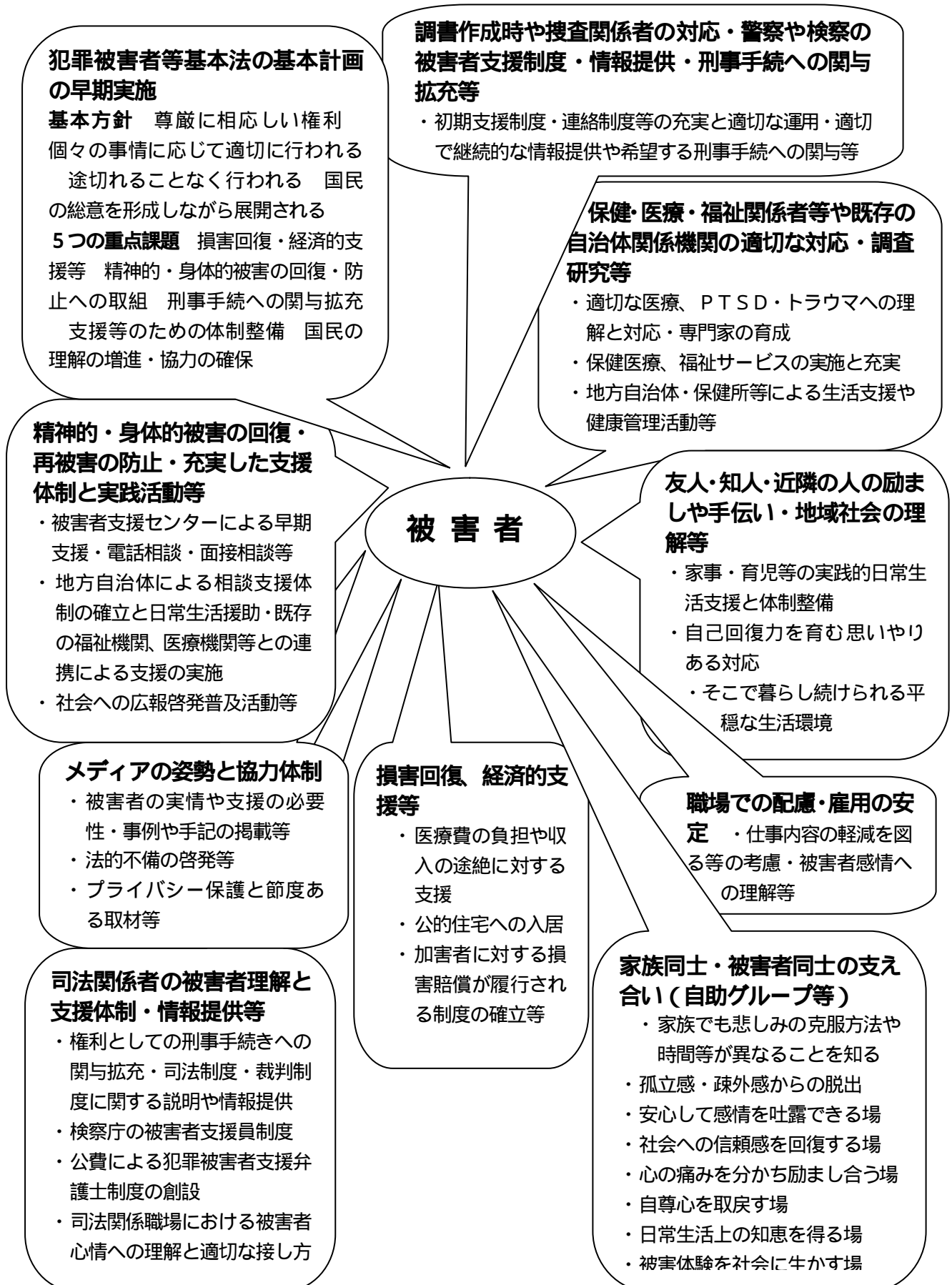
その他の症状

恐怖 怒り 自責の念等

3 犯罪被害者が事件後さらに傷つくこと（二次的被害）



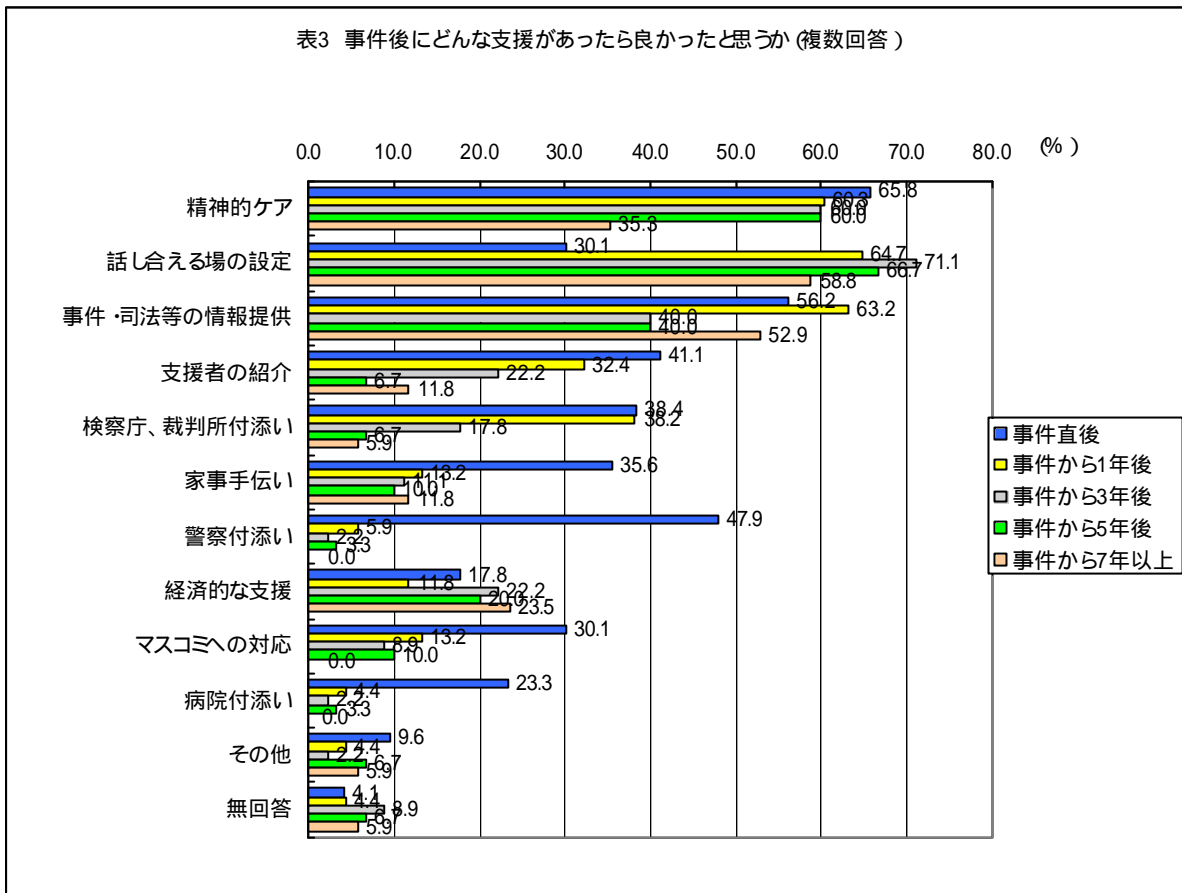
4 犯罪被害者に必要な支援



5 犯罪被害者遺族が求める支援

当センターで実施した、被害者遺族 73 名へのアンケート調査結果から) 平成 13 年 1 月実施

表3 事件後にどんな支援があったら良かったと思うか (複数回答)



6 調査から分かったこと

事件直後に必要と考えられる支援

事件から 1 年経過した時点で必要とされる支援

事件から 3 年経過した時点で必要とされる支援

事件から 5 年から 7 年以上経過した時点での支援

犯罪被害者遺族が求める支援内容のまとめ

- ・ 被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し判断し、必要な支援を適切な時期に関係機関とも連携しながら、適切に提供する。
- ・ 精神的支援として、すべての感情を受け止めながら今後の心理教育を受けることができる電話相談・面接相談等の体制づくりと、必要に応じ専門家の治療が受けられるシステム作り。
- ・ 多くの遺族は仲間との交流を求めているため、参加しやすいように身近な所で参加できる自助グループを設立するための支援と、効果的に運営するための支援。
- ・ 現在不足している家事手伝い等の日常生活支援や、経済的支援については、既存の福祉関係機関との連携を密にし、サービスを提供するシステム作りなど。
- ・ 一生に亘る被害者の苦痛を受け止め、いつでも身近で相談できる制度が必要。

7 (社)被害者支援都民センターにおける支援の実際

8 犯罪被害者と話しをする時配慮すべきこと

(1) 話す側のとまどい

話しても分かってもらえないのではないか。
この人をどこまで話せば良いのかわからない。
聞かれたくないことや、話したくないことを聞かれまいと不安。
興味本位に聞かれ不快な思いをしたくない。
話すことで辛いことを思い出したくない。
被害は現実のこととは思っていないのに、話すことで現実になったら困る。
哀れまれるのは嫌だ。

(2) 聞く側のとまどい

どのような言葉掛けが適切なかが不安。
精神的な相談はできれば避けたい。
今日は深刻な話を聞きたくない。
専門外のことを聞かれた時、どう応えれば良いのか、質問に答えられるだろうか等と不安

(3) 話しを聞く時の注意

自己紹介をしっかりとる。
話し出すのをゆっくり待ち、早く話しを聞こうとせかさない。本当に辛いことは話せない。
どのような理由があっても、話しを途中で止めたり話題を変えない。
途中で止められると、話していることに価値がないと思われるか、聞きたくないと思っ
ていると思われる。
被害者の心情や感情はそのまま認め共感し、そして支持をする。
感情は感情で良い悪いではないので、安心して話せることが大切。
被害者が本当に求めているものは何なのかを注意深く見極める。
関係ない話から始めることが多い。
必要としている情報を、適切な時期に適切に提供する。
遺族には適切な情報提供が必要。時期を逸すると一生後悔することになる。
話しをした内容は誰にも知られず、秘密は守られることを伝える。
被害者の悲哀・恐怖・罪悪感・怒り等は、心に閉じ込めないで外へ出してよいものであり、
すべての感情は受け入れてもらえる、という安心感を与える。
被害者の持つ自己回復力を損なわせないために、何事も被害者自身で決めることが出来る
対応をする。
お茶が良いか、水が良いか。来所は何時が良いか。自分で決めることの積み重ねが大切。
何か行動を起こす時は、理性的判断のもとに行なうようにすすめる。
被害から回復する時間や方法は人により異なるが、長い長い時間がかかることを伝える。
被害者の悲嘆から離れないように話しを聞き、今後予想される状態を伝える。

9 犯罪被害者にしてはいけないこと

罪悪感を助長する。
被害の状況を他の人と比べる。
強くなり、しっかりと頑張るようにと励ます。
「そう思うものではない…」等と言ってはいけない。

援助者の政治的信条・宗教観・道徳観・価値観等押し付ける。
話をする時、被害者の苦悩から離れ話題を変えたり話しを止めたりする。
対応する側の感情を出さず、立場としてとか機関の人間としてのみ対応する。
出来ないことを約束する。...裏切られたという気持ちが大きくなる。

10 おわりに

交通被害者遺族 さんの詩から

「法律」

法律は、人々の平和な生活を守るためにあるものと信じて疑わなかった。

ことさら法律を意識することなく生きてきた。

我が子を殺されてしまったあの日までは。

「殺人」という動かぬ事実を前にして、法律は私を裏切ったのだ。

被害者の人権を無視して嘆き怒りの訴えに耳を貸さず、加害者の人権を必要以上に擁護

したり、明治の衣を着たまま現代人を縛りつける法律の存在。

もはや、そんな法律は死んでいるに等しい。

法律は生き物なのだ。今この時代に合った。

メモ